

令和 3 年 3 月 31 日

都道府県技能振興コーナー

コーナー長 様

中央技能振興センター

センター長 宮野 甚一

(公印省略)

ものづくりマイスター認定基準の改定について

ものづくりマイスターの認定基準について、下記 1 のとおり改定することとしましたのでお知らせいたします。

また、改定に伴い、下記 4 のとおり取り扱いますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 改定内容

ものづくりマイスター認定基準 別表第 2 「ものづくりマイスター 認定対象要件」に「認定職種名：(107) 電気溶接、要件：(一般社団法人) 軽金属溶接協会が実施する全国軽金属溶接技術競技会の第 1 種、第 2 種及び第 3 種いずれかの競技種目における成績優秀者（準優勝まで）」を追加する。

2. 適用年月日

令和 3 年 4 月 1 日

3. 改定理由

ものづくりマイスター認定基準策定委員会での審議の結果、同協会が開催している全国軽金属溶接技術競技会の成績優秀者（第 1 種～第 3 種の競技種目いずれかの準優勝まで）が、ものづくりマイスターとして十分な技能を有すると認められたため。

4. 認定基準等の取扱い

- (1)厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領（ものづくりマイスターの認定基準、別表第2を含む）については、令和3年度に改正する予定であること。
- (2)過去の全国軽金属溶接技術競技会の成績優秀者（優秀賞まで）の情報等については別添1、同競技会の表彰状の様式は別添2の通りであるので、認定候補者の発掘や申請書類の確認等に活用いただきたいこと。

(参考)

ものづくりマイスター 認定基準（改定後）

ものづくりマイスターは、別表1左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）ごとに、次の①から③までのすべての要件を満たす者とする。

- ① 次のアからキまでのいずれかに該当すること
- ア 別表第1の左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）の特級又は一級若しくは単一等級の技能士
 - イ～カ（略）
 - キ 別表第2の左欄各号に掲げる職種について、右欄に掲げる要件に該当する者
- ② 当該職種の実務経験が15年以上あること
- ③ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること

別表第1（略）

別表第2

ものづくりマイスター 認定対象要件

ものづくりマイスター認定職種名	要件
(107) 電気溶接	(一般社団法人) 日本溶接協会が実施する全国溶接技術競技会の成績優秀者（優秀賞まで）
	(一般社団法人) 軽金属溶接協会が実施する全国軽金属溶接技術競技会の第1種、第2種及び第3種いずれかの競技種目における成績優秀者（準優勝まで）
(108) 電工	電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた、電気機器組立て職種の特級又は一級の技能士であること
(109) 自動車工	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による一級小型自動車整備士であること